

高山市の新たな公契約制度について

高山市 財務部 財政課

高山市では、これまで、市が発注する建設工事や業務委託等に関して、一定の品質を確保しつつ労働者の労働環境の確保及び市内事業者による雇用の安定が図れるよう、適正価格での契約を阻害するダンピング受注対策としての低入札価格調査制度等の導入、国が設定する労務単価や経済社会情勢を勘案し市場における取引価格を考慮した積算の実施、市内事業者への優先発注等に努めてきました。

また、入札及び契約に関する公正性、透明性及び競争性の確保のため、条件付き一般競争入札の導入や指名競争入札に付する場合の指名業者数の基準の設定、建設工事においては価格だけでなく総合的に優れた調達を目的とする総合評価落札方式の導入、発注見通しや入札結果の公表等様々な入札・契約制度の改革に取り組んできました。

こうした様々な入札・契約制度改革に加え、公契約^{※1)}の適正な履行及び品質の確保並びに市内事業者の経営安定、労働者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備を更に推進していくことを目的に、公契約に係る基本理念を定めるとともに、市及び事業者等の責務を明確にした新たな公契約制度を設けることとします。

※1) 公契約：市が発注する工事又は製造その他の請負契約をいう。

◆新たな公契約制度（案）の概要

①. 目的

公契約に関し、基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、仕事と生活の調和の実現その他社会的責任^{※2)}を果たすための取組の推進を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

※2) 社会的責任：公契約に関する施策の推進に当たり確保されるべき、適正な労働条件の確保、若年労働者、障がい者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進その他の社会的な責任をいう。

- ・対象とする公契約：市が発注する工事又は製造その他の請負契約
- ・対象とする事業者等：市と公契約を締結する事業者及び下請負人等

②. 基本理念

- ・公正性、透明性及び競争性を確保すること
- ・契約の適正な履行及び品質を確保すること
- ・労働者等の適正な労働環境を確保すること
- ・社会的責任の向上に努めること（仕事と生活の調和、男女共同参画推進等）
- ・地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること

③. 市の責務

適正な公契約に関する施策の総合的な実施

④. 事業者等の責務

市が行う公契約に関する施策への協力

⑤. 公契約に関する適正な制度運用の基本事項

- 1) 市が取り組む基本事項
 - ・ 適正な予定価格の積算
 - ・ 適正な契約方法の採用
 - ・ 計画的な発注
 - ・ 市内事業者への優先的発注
 - ・ 不正行為の排除の徹底 など
- 2) 事業者等が取り組む基本事項
 - ・ 労働基準法等関係法令の遵守
 - ・ 適正な提示価格の積算
 - ・ 下請負人等の市内事業者の活用
 - ・ 下請負人との合意に基づいた契約 など

⑥. 適正な労働環境の確保に向けた仕組み

- 1) 労働環境報告書の提出
 - ・ 事業者等は一定額以上の公契約の締結に該当するときは、労働環境報告書を市に提出

<ul style="list-style-type: none">・ 予定価格が1千万円以上の工事又は製造の請負契約・ 予定価格が5百万円以上の下記に掲げる業務委託の契約<ul style="list-style-type: none">a) 測量、設計コンサルタント業務委託b) 役務の提供に係る業務委託

- 2) 労働者等への周知
 - ・ 事業者等は公契約を締結した際、従事する労働者に対して公契約の名称、労働環境報告書、申出の連絡先を周知
- 3) 労働者等からの申出
 - ・ 事業者等が労働者に対し公契約における責務を履行していない場合、公契約に従事する労働者は市に申出が可能
- 4) 事業者等に対する調査・是正指導
 - ・ 市は、事業者等からの労働環境報告書の内容及び、公契約に従事する労働者からの申出に対し、調査・是正指導の実施

⑦. その他市が行う事項

- ・ 公契約に関する制度の適切な運用を図るため、必要に応じ事業者その他関係団体の意見聴取